

高めていく大きな要素の一つである。

団体自治の視点では、政策的

決定過程における各分野横断的な議論と総合的な視点での行政運営が最重要課題である

と認識しており、産業連携会議を開催するとともに、府内関係課による福祉医療連携会議を開催するなど、課題の共有、共通認識を図り、課題解決のための議論を進めてきた。

今後においても、住民自治の視点では、住民活動が活発に行われるよう支援するとともに、住民懇談会や話し合いの場を設定する。

団体自治の視点では、総合的な視点で各種施策を推進す

るため、各種会議や町内会議で横断的な議論ができるよう工夫する。

住民自治については、今18公区あるが、これももう制度化されてから50年以上経ち、内容等が現状に合ってきてい

ないところもある。住民自治なればならない部分の仕分けが必要な時期にきている。

これまででは要望・陳情型で、サービスの受益者としての意識が強かつた住民に対して、

そうではなく本来自治の主体的な扱い手が正に住民であつて、その住民自治で個別に解決できない問題を、税金といふかたちでお金を集めめた中で、行政という機構を通じて解決の整理が必要。

今回、予算編成にあたって、町長はスクラップアンドビルドということで方針を示したが、スクラップの部分がまだなかなか着手できていないのではないか。

人は、「特定非営利活動促進法」により、営利を目的としないことを前提に、保健医療、社会教育、まちづくりの推進、観光の振興などの活動によりまして、不特定多数かつ多数のものの利益の増進に寄与するため設立されている法人。

主とする活動に支障がない限り、その他の事業によって利益を生じた場合、これを当該活動に使用するものとされている。

下川町には、現在、6つのNPO法人が組織され、それぞれの分野において積極的な活動が展開されており、町との推進に向けて、これまで町の施策として必要な支援や協力を講じている。

「社会的企業」については、組む社会的目的を持つた企業となる基本法律や目的が異なることから、支援内容においても、中小企業振興策をそのまま適応するよりも、独自の施策として内容を検討していく方が効果的と判断した。

したがって、NPO法人に対する支援策については、現在研究を進める「社会的企業」の創造と併せて検討する。

に向け、一翼を担うものと認識している。

②企業や事業者は社会貢献や活動の継続性の観点から採算へのこだわりを強めなくてはならず、法人設立の動機は異なるもののかたちが近づきつつあると感じている。

しかしながら、中小企業は営利目的であり、NPO法人は非営利ということで、根底となる基本法律や目的が異なることから、支援内容においても、中小企業振興策をそのまま適応するよりも、独自の施策として内容を検討していく方が効果的と判断した。

したがって、NPO法人に対する支援策については、現在研究を進める「社会的企業」の創造と併せて検討する。